

東京グローバル・パスポート 申請前チェックリスト 2026 年度（春留学）

大学生等向けの海外留学支援制度「東京グローバル・パスポート」に応募を考えている場合は、
前もって下記のチェックリストに全て該当することを確認の上、[学内応募フォーム](#)より回答を送信してください。

※大学で取りまとめて東京都に応募申請を行います。学内選考はなく、以下の応募要件を満たせば応募は可能です。

派遣留学生の要件

- ☐ 応募時及び留学期間中にわたり、日本国籍を有する者。
- ☐ 応募時及び留学期間中にわたり、国内の大学等において卒業または学位取得を目的とした課程に在籍する者。
- ☐ 応募時において、生計維持者（原則として父又は母）が引き続き 1 年以上都内に住所を有している者。
- ☐ 2026 年 4 月 1 日時点の年齢が 30 歳以下である者。
- ☐ 本学が派遣を許可し、受入機関が受入れを許可する者。
- ☐ 本学における GPA が 2.5 以上（4.0 満点中）の者
- ☐ 高校 3 年間の評定平均値が 3.5 以上の者（新大学 1 年生等のみ）
- ☐ 一定程度の語学力を有する者（ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR） B1 以上の語学力を推奨）
- ☐ 留学終了後、本学で学業を継続する意欲がある者、卒業しようとするまたは学位を取得しようとする者
- ☐ 事前研修及び事後研修に参加できる者、本制度の周知及び海外留学の意義・効果等の普及啓発活動（アンバサダー活動）に協力できる者
- ☐ 国、地方公共団体、民間その他の団体が行う海外留学支援制度における金銭給付を受けていない者。

※本学の奨学金を含め、他の海外留学支援制度との併給はできません（併願は可能）。

- ☐ 留学に必要なビザ（査証）を確実に取得し得る者、又はビザ免除プログラム等を確実に利用し得る者。

留学計画の要件

- ☐ 留学先国・地域における留学開始日（最初の受入機関で活動を開始する日）が以下のとおりである計画
 - 短期コース：2027 年 1 月 1 日（金）から 2027 年 3 月 4 日（木）まで
- ☐ 留学先国・地域における留学期間（留学開始日から最後の受入機関における活動を終了する日までの期間）が以下のとおりである計画
 - 短期コース：28 日以上 3 か月以内
- ☐ 受入機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画
 - ※受入機関は原則として、大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関（大学附属の語学学校を含む）。
 - ただし、高等教育機関における活動と組み合わせることを条件に、その他法人・団体等の機関も対象とできる。詳細は募集要項を確認すること。
- ☐ 在籍大学等が教育上有益と認める計画。
 - ※探求活動と組み合わせることで語学学習（語学の習得を目的とする活動）も支援の対象
- ☐ 留学目的・目標に沿った探求活動が含まれている計画。



※探求活動：インターンシップ、ボランティア、フィールドワーク、プロジェクトベースドラーニング、実験、実習、講義への参加等のほか、異文化理解のための活動や文化交流等、留学目的・目標の達成のために主体的に取り組む活動。

※大学の留学プログラム等に参加する場合でも留学目的・目標に沿った探求活動が含まれていれば対象となるが、本人自ら創意工夫し、探求活動を計画に組み込んだことが認められる留学計画が高く評価されることを踏まえて、計画を作成してください。

- 受入機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画。（[外務省 海外安全ホームページ](#)）
- 金銭給付を受ける活動（有償インターンシップ等）が含まれていない計画。

派遣留学生の義務及び採用決定後の手続等

- 採用決定後は、東京グローバル・パスポート事務局の案内に従って、交付申請書類・誓約書等の必要書類を提出すること。
- 事前研修（12月26日(土)、1月16日(土)いずれか）および事後研修（都が指定する日）に必ず参加すること。
- 帰国後は、留学終了後1か月以内に、留学の成果をまとめた留学報告書を提出すること。
- 留学終了後は、都が行う広報や派遣留学生のネットワークにおける留学機運醸成のための活動にできる限り協力すること。

留学計画の変更・採用の取消

- 採用決定後、留学時期や受入機関等の変更により、留学計画の内容が変わることが明らかになった場合は、留学計画の変更申請のため速やかに本学の事務担当に相談すること。
※第3希望以内の受入機関への変更であっても、変更申請が必要。
- **変更申請の審査の結果、変更が承認されない場合や、支援金の支給を終了する可能性がある。**そのため、事前に留学計画の内容を十分に検討した上で応募すること。
- 派遣留学生として決定後、何らかの理由で留学計画の申請要件/派遣留学生の条件を満たさなくなった場合や、申請書類に虚偽の申告があった場合、学業不振/素行不良が顕著な場合、やむを得ない事情（病気や災害など）を除き、正当な理由なく事前研修又は事後研修を欠席した場合等は、採用取消や奨学金返納等、支援の打ち切りがなされることを承知していること。

学内手続きの注意事項

- 募集要項を熟読の上、別途定める**学内の締め切り厳守**で学内応募およびオンライン申請を行うこと。
学内エントリー締切：2026年8月31日（月）正午 学内オンライン申請締切：2026年9月30日（水）23:59
- 学内応募時、提出資料のファイル名は「学籍番号_氏名_提出ファイル名」に統一すること。 ※例「12345678_山田太郎_パスポートの写し.pdf」
- 応募後選考されても、実際の参加は渡航時点で本学の海外派遣が許可されていることが条件となるので、安全上の理由や学内のカリキュラムによっては、本学で渡航は認められないという判断を下すことがある。
- 派遣留学生として決定した場合、渡航前に、理工学系、医歯学系で指定している海外渡航手続きを適切に行うこと。また、本学が指定する海外旅行保険および危機管理サービスに必ず加入すること。
- 留学終了後は、後輩学生への情報提供や指導・サポートを通じて東京科学大学の教育に積極的に協力するとともに、海外協定校からの交換留学生の支援など、国際交流を推進するボランティア活動に積極的に取り組むこと。また、本学事務担当から依頼があった場合には協力すること。
- メールボックスはこまめに確認し、本学事務担当からの連絡への速やかな対応に協力すること。
- 渡航前の手続きで海外滞在時の緊急連絡先等を届け出たうえで、渡航中は本学とのやりとりが円滑に行えるようにすること。